

退職したあとの医療保険はどうなるの？ 「退職者医療制度」をご存知ですか

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」でお医者さんにかかることができます。
対象になったら必ず届出をしましょう。

○対象になる人

次の条件のすべてに当てはまる人とその被扶養者です。

- ①国保に加入している人
- ②老人保健の適用を受けていない人
- ③厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

被扶養者(扶養家族)とは

退職被保険者と生活をともにし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

1. 退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁でもよい)と、3親等以内の親族、または配偶者の父母と子
2. 国保の加入者で老人保健の適用を受けていない人
3. 年間の収入が130万円(60歳以上の人や障害者は180万円)未満の人

※退職者被保険者本人が老人保健制度の対象者となった場合、その被保険者は国保の一般加入者となります。

○対象になる日

年金の受給権が発生した日です。年金証書などを受け取ったら14日以内に保険証、印かん、年金証書などを持って各庁舎の総合サービス課または住民生活課に届け出てください。「退職被保険者証」が交付されます。



役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎0187-84-4903 (内線2145)

あなたのお店や会社を 町の広報紙とホームページでPRしてみませんか？

町広報紙「広報美郷」と町ホームページ「美郷ネット」では、町内で営業する商店や、町内に事務所を置く企業を対象に、有料広告主を募集しています。詳しくは次のとおりです。

	広報紙「広報美郷」	ホームページ「美郷ネット」
広告媒体の概要	発行日●毎月1日発行(お知らせ版を除く) 発行部数●7,800部	URL● http://www.town.misato.akita.jp アクセス件数●約14,000回(1カ月)
掲載位置・枠数	「情報ひろば」最下段(2ページ分)4枠	「トップページ」最下段 20枠以内
掲載期間	1カ月単位	3カ月単位
広告料	1枠 10,000円(月額)	1枠 5,000円(月額)
お申し込み お問い合わせ	役場(六郷庁舎)町長公室 秘書広報班 ☎0187-84-4900(内線1225)	役場(六郷庁舎)企画課 情報統計班 ☎0187-84-4901(内線1265)
その他	広告の内容によって掲載できないことがありますのでご了承ください。	

「子ども見まもり隊」ボランティア(ステッカー事業)にご協力をお願いします

町では、通学路における児童生徒の安全を守るため、町民の皆さんや防犯協会、交通指導隊等の団体、企業で組織される「子ども見守り隊」ボランティアの皆さんにご協力をいただき、児童生徒の校外の安全を図っております。引き続き、車にステッカーを貼り「子ども見まもり隊」ボランティアにご協力していただける方を募集しています。

子どもたちの安全体制づくり強化のため、地域の皆さんのご協力をお願いします。

募集対象 ●町内に住んでいる方、町内に勤務する方、町内にある会社・団体等

申込場所 ●町教育委員会(千畑庁舎2階)学務課
最寄りの役場各庁舎の総合サービス課

E-mail gakumu@town.misato.akita.jp

町ホームページ <http://www.town.misato.akita.jp>



問い合わせ 町教育委員会(千畑庁舎)学務課 学校教育班 ☎0187-84-4914 〆0187-85-3102

「地域安全みまもり隊」にご協力をお願いします

— 町内全小学校で隊員募集 —

町内全小学校では、PTA、祖父母、老人クラブ、防犯協会等の方による「地域安全みまもり隊」を結成し、腕章やタスキ、帽子を着用して通学路の不審者防止のため巡回パトロールや登下校時に元気で明るいあいさつを交わす街頭指導活動を行っております。

地域社会の連携を深め、防犯活動に参加できる皆さんを募集しています。



募集対象 ●町内に住んでいる方

申込場所・問い合わせ ●町内各小学校

千屋小学校 ☎0187-85-2211

千畑南小学校 ☎0187-84-1289

六郷小学校 ☎0187-84-1009

六郷東根小学校 ☎0187-84-1282

仙南東小学校 ☎0187-82-1506

仙南西小学校 ☎0187-83-2215

金沢小学校 ☎0182-37-2190

一定面積以上の土地取引には

「国土利用計画法」に基づく届出が必要です

○一定面積とは

- ・市街化区域 : 2,000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域 : 5,000㎡以上
- ・都市計画区域以外の区域(山林など) : 10,000㎡以上

○誰が届けるの

届出者は土地の取得者(買主、購入者)です。
(相続・贈与で取得した時は不要です。)

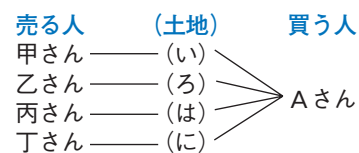
○いつ・どこへ届けるの

契約を締結した日から2週間以内に土地の所在する市役所、町村役場へ届け出てください。

○届出をしないとどうなるの

法律で罰せられることがあります。

【買いの一団】



(い+ろ+は+に) ≥ 一定面積

※個々の面積が小さくても、権利を取得する土地の合計が一定面積以上になる場合には届出が必要です。

問い合わせ 県建設交通部 建設管理課 ☎018-860-2424
役場(六郷庁舎)企画課 企画班 ☎0187-84-4901 (内線1264)